

【地場産品類型】

「様式第3号 指定返礼品申込品説明書」内の「地場産品基準類型」については、平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に基づき、以下から選択すること。

地場産品基準のうち該当する類型	地場産品基準
1	多賀城市内において生産されたものであること。
2	多賀城市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	多賀城市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	多賀城市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したものであること。
5	多賀城市の広報の目的で生産された多賀城市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から多賀城市の独自の返礼品等であることが明白なものであること
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7	多賀城市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が多賀城市に相当程度関連性のあるものであること。

【類型ごとの該当理由欄の必須記載事項】

該当理由欄については、類型ごとに下記の「記載すべき事項」を盛り込んだ上で、できる限り具体的に記載すること。

地場産品基準のうち該当する類型	記載すべき事項	留意点
1	区域内で生産されたものであることが判る旨 例) 市内で生産された米であるため。	区域内の原材料を用いて区域外で製造・加工等の工程を行ったものは類型2となる。
2	- 区域内で生産された原材料 - 区域内で生産された原材料が返礼品に占める重量や付加価値の割合 例) 市内にて生産されたもち米を100%使用し、市外で製造された餅であるため。	返礼品の重量や付加価値の半分以上を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである等の必要あり。
3	区域内で行われた工程の詳細（完成品に至る一連の工程のどの部分を行っているか） 例) 当市の伝統的な銘菓であり、区域内の工場において、原材料の仕入れから、生地づくり、焼き上げ、梱包までの全工程を行うことにより、仕入れ時の価格の約3倍の付加価値が生じているため。	返礼品の重量や付加価値の半分以上を一定程度以上上回る割合が区域内で行われる工程によるものである等の必要あり。
4	- 市内外生産地住所 - 流通構造上混在が避けられない理由 例) 当市を含む複数の地方団体の区域を管轄するJAに市内で生産された米を出荷して、当該JAが市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたものであるため。	単にほかの市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産しているといった要素ではなく、当該地方団体から直接流通経路に載せることが現実的に困難である場合に限る。
5	- 使用するキャラクター等 - 製造地 - 本市の広報目的であると言える理由 例) 当市の広報を目的としたゆるキャラグッズであるため。	一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封しているだけでなく、返礼品自体が多賀城市の広報の目的で生産されている場合に限る。
6	- 地場産品の名称、地場産品基準の該当号及びその該当理由 - 附帯品の名称及び生産地 - 地場産品と附帯品の調達費の内訳 例) 市内で生産しているそば（1号該当）に市外（〇〇市又は△△町）で製造されたそばつゆをセットにして提供するものであるため。 【調達費用の内訳 そば：2,000円、そばつゆ：500円】	地場産品以外のものが使用目的等において附帯するものであることが明らかであって、かつ、提供される返礼品全体の調達費用のうち地場産品の割合が7割以上である必要あり。
7	- 役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があるといえる理由 （区域外での役務の提供が含まれる場合）提供される場所 例) 当市の指定宿泊施設で宿泊することを条件とした旅行券のため。	単に区域内で役務が提供されるというだけではなく、役務の内容についても当該地方団体と相当程度の関連性が必要。 ○具体的には、寄附者が多賀城市を訪れて、多賀城市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当する。 ○なお、多賀城市内で提供される役務が宿泊以外であっても、上記考え方にに基づき、多賀城市内を巡る観光ツアーや、多賀城市内におけるレジャー体験などが当該返礼品全体の主要な部分である場合には、第7号に該当するもの。